

平成 29 年 1 月 27 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対する意見等の提出
について

平成 28 年 12 月 28 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり
意見等を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」に対する意見等

No.	該当箇所(条文)	意見等	理由
銀行業高度化等会社関係			
1	銀行法施行規則第17条の5の2第2項第6号、第34条の19の2第2項第4号	法第16条の2第1項第12号の3、第52条の23第1項第11号の3では「情報通信技術その他の技術を活用した」銀行業の高度化若しくは銀行の利用者の利便の向上に資する業務又は資すると見込まれる業務とあるが、「情報通信技術」はあくまで例示であって、申請対象となる銀行業高度化等会社の業務範囲を限定するものではないとの理解で良いか。	確認のため。
2		法第16条の2第1項第12号の3、第52条の23第1項第11号の3では、銀行業高度化等会社の業務範囲を「専ら」としていないことを踏まえると、申請対象となる銀行業高度化等会社の中核的な事業が「申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること」を満たしていれば、一部でそれ以外の事業を兼営していても、認められる余地があるとの理解で良いか。	確認のため。
3		「申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること」とあるが、「申請銀行の利用者」には、銀行の付随業務(同法第10条第2項)や法定他業(同法第11条、第12条)に係る利用者も「申請銀行の利用者」といえるため。	銀行の付随業務(同法第10条第2項)や法定他業(同法第11条、第12条)に係る利用者も「申請銀行の利用者」といえるため。
4		「利用者」とは、現に銀行と取引している銀行の利用者のみならず、銀行業高度化等会社への出資等を通じて銀行の提供するサービスの利便性が向上する結果として銀行の利用者となる潜在的な利用者を含むとの理解で良いか。	確認のため。
5	銀行法施行規則第34条の19の2第1項第2号イ	同号イ(銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面)は不要ではないか。	銀行持株会社の場合、34条の10第1項2号㍑においてすでに審査済みであり、重ねて書面の提出を求める必要はないのではないかと。この点、34条の19第1項2号に同旨の規定が存在するが、同条は銀行を子会社とする場合も想定しているため、そのような規定にも合理性がある。一方、34条の19の2は銀行業高度化等会社の15%以上を保有する場合を想定しているにすぎないことから、同一の定めをおく必要がないように思われる。
銀行持株会社関係			
6	銀行法施行規則第34条の14の2第2項	「リスク管理部門」、「内部監査部門」、「コンプライアンス部門」等について、監督指針において、子銀行に必ず設置しなくてはならないとされている点については、銀行持株会社におけるこれらの機能の充実に伴い、「必ずしも設置しなくてはならないものでない」との理解で良いか。監督指針において上記部門の設置が義務付けられている証券子会社などの子銀行以外の子会社についても同様か。	確認のため。

No.	該当箇所(条文)	意見等	理由
7		<p>以下の業務は、経営管理(法52条の21第4項第1号)に附随する業務に該当するとの理解で良いか。</p> <p>① 経営の基本方針、リスク管理方針、危機管理体制の整備に関する方針以外のグループ単位での方針の策定及びその適正な実施の確保 ② 子会社役職員若しくは従業員に対する、経営の基本方針、リスク管理方針、危機管理体制の整備に関する方針及び上記①に掲げる方針に係る研修又は教育 ③ グループを代表して行う資金調達 ④ グループ一体での人事企画・管理 ⑤ リスク事象のモニタリング</p>	確認のため。
8		<p>以下の業務は、経営管理(法52条の21第4項第1号)に附随する業務に該当するとの理解で良いか。</p> <p>① グループ全体の店舗戦略の策定、個別店舗のあり方(立地選定等)の戦略の策定 ② グループの福利厚生制度の企画 ③ グループ全体のシステム態勢方針の策定 ④ グループとしてのサイバー・セキュリティ対策に係る方針の策定 ⑤ グループ会社のサイバー・セキュリティ対策の状況等に係る評価・モニタリング、及びこれに基づく指導、監督(適正な実施の確保) ⑥ グループとしてのサイバー・セキュリティ人材育成に係る企画立案 ⑦ グループのサイバー・セキュリティに係る訓練等の企画立案 ⑧ サイバー・セキュリティに関する情報連携組織その他関係機関への加盟、及びそこで得られた知見のグループ各社への展開・共有 ⑨ システムセンターにおけるグループ各社のシステム配置やリソース配分等に関する方針の策定及びその適正な実施の確保</p>	確認のため。
9		<p>以下の業務は、経営管理(法52条の21第4項第3号)に附随する業務に該当するとの理解で良いか。</p> <p>① 反社会的勢力との取引の管理 ② 顧客情報管理 ③ コンプライアンスに係るモニタリング ④ 子会社に対する内部監査 ⑤ 子会社において生じた事象に係る法令解釈 ⑥ 子会社役職員若しくは従業員に対するコンプライアンスに係る研修又は教育</p>	確認のため。

No.	該当箇所(条文)	意見等	理由
10		<p>法務省が平成28年6月30日に親子会社間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条についての検討結果(親子会社間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条(法務省大臣官房司法法制部)、※)を公表したが、そこで述べられている以下の業務を、子会社の法務部門に代わって銀行持株会社を実施することは、経営管理(法52条の21第4項第3号)に附帯する業務に該当するとの理解で良いか。</p> <p>①契約書・定款・社内規則(各種行政規制の対応ルール含む)などの雛形の提供、子会社が作成したもののチェック ②関係法令やその改正についての情報提供、それに伴う実務上の対応につき一般的な法的意見を述べること ③株主総会等の準備事務や議事運営において一般的な法的意見を述べること ④コンプライアンス推進のための社内ガイドラインの提供、社員教育の実施 ⑤完全親会社、かつ、当該親会社が行政監督を受けている場合において、完全子会社の通常の業務に伴う契約や権利義務関係について、一般的な法的意見にとどまらない法的助言をし、法律事務を処理すること</p> <p>※ http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00134.html</p>	確認のため。
11		<p>犯罪収益移転防止法や外国為替及び外国貿易法等に基づき、グループ各社が行うマネー・ローンダリング等防止関連の業務について、例えば、取引時確認義務、調査義務など、犯収法上の義務の履行の事務を受託・代行することは、銀行持株会社が各社と契約等を締結するなどして事務受託・事務代行等を行う場合、斯かる銀行持株会社による事務受託・事務代行等が、経営管理に附帯する業務(34条の14の2第2項の附帯業務)に該当して、認可を得ずに営めるとの理解で良いか。</p>	確認のため。
12		<p>以下のグループ一体での人事企画・管理業務は、経営管理(法52条の21第4項第1号)に附帯する業務に該当するとの理解で良いか。</p> <p>①銀行持株会社として開催するグループ一体での新卒採用セミナー(当該セミナーにおけるグループ各社の業務内容等の説明については当該子会社にて実施) ②銀行持株会社として開催するグループ一体でのインターンシップ(当該インターンシップにおけるグループ各社の業務内容等の説明については当該子会社にて実施) ③銀行持株会社として開催するグループ一体での内定式・入社式の運営・管理</p>	確認のため。
13		<p>銀行持株会社において、銀行持株会社が策定したリスク管理方針等に沿って、例えば、大口与信先に対する個別の子会社及びグループベースでの与信残高のモニタリングや、子会社等の取引先の外部格付のモニタリング等、子会社等の取引先及び取引先グループに対するモニタリング業務を行うことは経営管理に附帯する業務(銀行法第52条の21第4項1号)に該当するとの理解で良いか。</p>	確認のため。

No.	該当箇所(条文)	意見等	理由
14	銀行法施行規則第34条の14の3	全般 現行法の下では、銀行持株会社が、経営管理に附帯する業務(銀行法第52条の22第1項)の解釈として、①営業ソフト等の貸与を行うこと、②営業用建物などを子会社等に貸し付け、管理を行い得るなどの見解もあると理解しているが、これらの業務についても、改正後は、改正規則34条の14の3の「銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務」に該当し得るとの理解で良いか。	「営業ソフト等の貸与」は改正規則34条の14の3第4号、「営業用建物などを子会社等に貸し付け、管理すること」は、同条第5号に該当すると思われるため。
15		1号 本号に定める業務、またはこれに附帯する業務として、グループ全体のアセットコントロールの観点で資産の運用を銀行持株会社に集約する場合、運用主体(銀行持株会社に子会社等から資産を移して銀行持株会社が資産を運用する、または、子会社等が資産を保有したまま銀行持株会社が運用の指図等を行う)や運用資産の種類(貸出債権等)に特段の制限はないとの理解で良いか。	確認のため。
16		本号で想定している業務は、銀行が行う、資金流動性リスク運営・金利リスク運営等の所謂ALM(Asset Liability Management)業務が含まれるとの理解で良いか。	確認のため。
17		2号 個別M&A案件としては銀行持株会社の子銀行が契約当事者にならない場合であっても、銀行持株会社の業務として、銀行を含む子会社のM&Aの交渉を業務として行うこととしている場合は、本号に規定する業務、またはこれに附帯する業務として認められるとの理解で良いか。	確認のため。
18		契約当事者が銀行持株会社、銀行持株会社グループに属する会社(含む子銀行)、それら以外のグループ会社(50%以下出資の連結子会社や関連会社等)の連名となるM&Aや業務提携の交渉において、銀行持株会社がグループを代表して相手方と交渉を行うことは、改正施行規則34条の14の3第2号に掲げる業務(子会社のために行うM&A等に関する交渉)に該当せず、したがって認可取得を要せずに行うことができるとの理解で良いか。	銀行持株会社自身も契約当事者である場合は、事実行為として、銀行持株会社がグループを代表して相手方と交渉を行っているに過ぎず、「銀行持株会社グループに属する会社のために」「当該会社に代わって」M&A等の交渉を業務として行うものではないと考えられるため。
19		FinTech企業とのM&A交渉においては、想定されるユースケースはあるものの、最終的な契約当事者となるグループ会社が予め決まっていないケースがある。この場合、銀行持株会社がグループを代表して相手方と交渉を行うことは、改正施行規則34条の14の3第2号に掲げる業務(子会社のために行うM&A等に関する交渉)に該当するとの理解で良いか。	先進的技術を有するFinTech企業とのM&A交渉においては、応用範囲が広く、最終的な契約当事者となるグループ会社が予め決まっていないケースがあるため。また、FinTech企業とのM&A交渉に限らず、銀行持株会社グループのどのエンティティの子会社とするかについては、予め決まっておらず、銀行持株会社がまずは買収先との交渉を進め、交渉が進展するにつれ明確になっていくような場合もありうるため。
20		銀行持株会社が、銀行持株会社グループに属する会社のために、出資等を伴わない「業務提携」に関する交渉を業務として行うことは、改正施行規則34条の14の3第2号に掲げる業務(子会社のために行うM&A等に関する交渉)の附帯業務(16号)に該当するとの理解で良いか。	出資等を伴わない業務提携は、「事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転又は株式等の譲渡若しくは取得」に含まれないと考えられるため。

No.	該当箇所(条文)	意見等	理由
21		グループ会社が当事者会社となるM&A等においては、例えば、グループ全体の最適化等の観点から、M&A等の当事者会社となるグループ会社ではなく銀行持株会社が主体的に動くケースや、当該グループ会社にM&A等について伝える前に、銀行持株会社が相手方当事者会社(またはその親会社)との間でグループ会社のM&A等の効果等について検証するケースも想定される。そのようなケースは経営管理に附帯する業務(経営の方針又は経営の方針等以外のグループ単位での方針の策定及びその適切な実施を確保するための措置)との理解で良いか。	確認のため。
22		本号の対象業務には、金融関連業務会社が行い得るM&Aアドバイザリー業務(銀行法施行規則第17条の3第2項14号の3)に加えて、事業の「譲受け」、「株式等の譲渡若しくは取得」が追記されているが、これは明確化の趣旨であって、金融関連業務会社が行い得るM&Aアドバイザリー業務でも、これらの業務は行い得るとの理解で良いか。	本号の反対解釈として、金融関連業務会社が行い得るM&Aアドバイザリー業務(銀行法施行規則第17条の3第2項14号の3)に、左記追記業務が含まれないと解されるおそれがあるため。
23	3号	「持株会社グループに属する銀行(中略)が信用供与を行おうとする場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務」とは、個別与信審査のみならず、債務者格付判定の決裁、資産査定(2次査定)、事業調査等も含むとの理解で良いか。	通常、審査管理部署が執行する業務は、個別与信審査のみならず、債務者格付判定の決裁、資産査定(2次査定)、事業調査等多岐に亘るため。
24		子銀行が信用供与の判断の前提となる審査を行うが、銀行持株会社としても、リスクリターンを踏まえたグループ全体の経営資源の効率的な配分やリスク管理の観点から、当該信用供与の審査を改めて行い最終判断を行うことは、改正施行規則34条の14の3第3号に掲げる業務(子銀行等の信用供与の審査)には該当せず、経営管理に附帯する業務に該当するとの理解で良いか。	銀行持株会社による審査結果は、子銀行による信用供与の可否の最終的な判断となるものの、子銀行単体としての審査は子銀行において完結しており、銀行持株会社による審査は、「子会社に代わって」行われるものではないため。
25	4号	改正施行規則34条の14の3の福利厚生に関する事務(6号)や物品の購入又は管理(7号)、調査又は情報提供(10号)、事務に係る計算(12号)、文書の作成、整理、保存等(13号)、事務の取次(14号)、教育・研修(15号)などを銀行持株会社において行う場合であって、当該業務に必要なシステム(子会社も利用)を銀行持株会社が運用等を行う場合は、同条4号の認可は必要ないとの理解で良いか。	左記に掲げる業務の処理には、システムが必要になることが一般的であるところ、当該システムを銀行持株会社で保有し運用等を行うことは、「銀行持株会社グループに属する会社のためにシステムの設計、運用等を行う」とも、左記各号の業務に当然に含まれるとも解されるため、念のため確認するもの。
26		以下の銀行持株会社が経営管理に附帯する業務を遂行するために構築・運用するシステムを、子会社でも利用できるようにする場合、経営管理に附帯する業務に該当し、同条4号の認可は不要との理解で良いか。 ① 銀行持株会社で利用するリスクアセットの計算やリスク計量に係るシステムを子会社でも利用できるようにする場合 ② 銀行持株会社の監査部門で利用する監査支援システム(監査結果の集計・フォローアップを管理するシステム)を、子会社の監査部門でも利用できるようにする場合 ③ グループ共通の人事施策のために、人事評価に関するシステムを子会社でも利用できるようにする場合 ④ 法令遵守体制の構築のため、新規法令のデータベース等の確認をする場合等に利用するシステムを子会社でも利用できるようにする場合 ⑤ 利益相反管理等のため、銀行持株会社で利用するシステムを、子会社から情報収集することを目的として、子会社でも利用できるようにする場合	銀行持株会社が経営管理に附帯する業務で利用するシステムを子会社でも利用できるようにすることは、グループ全体でのデータフォーマットの整合性、統一性やデータの正確性を確保し、ひいては経営管理に資する点で、経営管理に附帯する業務に該当すると考えられるため。

No.	該当箇所(条文)	意見等	理由
27	5号	不動産保守管理業務のみならず、グループ各社の賃貸不動産の賃料交渉、賃貸契約の期限管理、賃貸契約の再締結も、本号で定める業務、またはこれに附帯する業務に該当しうとの理解で良いか。	確認のため。
28		同号は「当該銀行持株会社グループに属する会社に『対する』不動産(原則として、事業用不動産に限る)の賃貸」と定められているが、当該不動産に、銀行持株会社グループに属する会社以外に、50%以下出資の連結子会社や関連会社、福利厚生の実施の観点から従業員向けのコンビニエンスストアや社員食堂が一部入居する場合も、同号の附帯業務(16号)として認められる余地はあるか。	確認のため。
29	6号	銀行持株会社傘下の子会社に在籍する育児休業者への保育施設の紹介、取次ぎ、およびこれに関わる事務手続きの支援を内容とするいわゆる保活(ほかつ)支援や、企業内保育所の設置・運営等の委託契約を銀行持株会社が業者との間で一括して行う業務は、本号で定める業務、またはこれに附帯する業務に該当するかの。それとも、本号にはあたらず、規則案第34条の14の2で定める経営管理に附帯する業務との理解で良いか。	確認のため。
30		ダイバーシティの意識啓発に関する施策(育児や介護との両立、女性活躍、LGBT等に関するセミナーや研修、啓発冊子の作成等)は、本号にはあたらず、規則案第34条の14の2で定める経営管理に附帯する業務との理解で良いか。	確認のため。
31	7号	「物品の購入」のみならず、無形のサービス(例えば、通信契約や、ソフトウェア・ライセンス、これに準ずるクラウドサービス等)の銀行持株会社による一括契約・管理についても、本号で定める業務、またはこれに附帯する業務に該当しうとの理解で良いか。 また、銀行持株会社で一括購入した後に、グループ各社へ再販・転売・リースする業務も、本号で定める業務、またはこれに附帯する業務に該当しうとの理解で良いか。	確認のため。
32		以下の購買等とりまとめなどのコストコントロールについては、改正後は、経営管理に附帯する業務として行うことはできず、認可を取得した上で行う必要があるとの理解で良いか。 ①購入条件の交渉を代行して行うこと(購入・支払の主体はグループ会社) ②発注事務(契約書の締結は行わない注文事務)を代行して行うこと(購入・支払の主体はグループ会社) ③グループ各社での物品等の調達に関するサプライヤーとの契約を締結すること(購入・支払の主体はグループ会社) ④サプライヤーの管理(調達先としての適格性の管理等)を代行して行うこと	確認のため。
33		銀行持株会社グループに属する会社以外の子会社(50%以下出資の連結子会社)や関連会社についても、本号に附帯する業務(16号)として、認められる余地はあるか。	確認のため。

No.	該当箇所(条文)	意見等	理由
34		同号では、「物品の購入又は管理を行う業務」とあるが、これには、購入した物品を在庫として保有することや、在庫の保管のために倉庫等を保有することも含まれるとの理解で良いか。	銀行持株会社で備品を一括購入した場合、ただちに子会社に配送せず、在庫として保有することやそれに必要な倉庫等を保有することが考えられるが、これは、「物品の購入又は管理を行う業務」を行う上で必然的に発生する業務と考えられるため。
35	8号	「機械類その他の物件を使用させる業務」とあるが、これは、ファイナンスリースに限らず、オペレーティングリース、レンタルなども含まれるとの理解で良いか。	確認のため。
36	9号	グループ各社で取り扱う個別商品の広告・宣伝や、TVCM等のコンテンツ制作、グループ各社が共同で定例的に開催しているようなイベント(音楽コンサートや歌舞伎等の富裕層向けの会員サービス提供等)は、本号に定める業務、またはこれに附帯する業務に該当するとの理解で良いか。	確認のため。
37	10号	銀行持株会社が、子会社等のために、子会社等のWebHPのアクセス状況等を解析し、その解析結果等について、子会社等へフィードバック等を行うことは、本号に定める業務、またはこれに附帯する業務に該当するとの理解で良いか。	確認のため。
38		銀行持株会社自身のために行った調査等(例えば経営・業務環境の分析、法令・規制の制定・改廃動向の調査など)について、銀行持株会社グループに属する会社の業務でも有用な場合に、当該会社に対して情報提供を行う行為は、改正施行規則34条の14の3第10号に掲げる業務(調査又は情報の提供)に該当せず、経営管理に附帯する業務に該当するとの理解で良いか。	子会社の業務に関し必要となる調査又は情報の提供であったとしても、調査自体はあくまで銀行持株会社自身のために行われたものであって、当該調査結果を子会社に提供したとしても、かかる行為は、「子会社に代わって行う」と言えるほどの実態がないと考えられるため。
39		銀行持株会社がグループを代表して有益な先端的技術の調査、研究を行い、Proof Of Concept(概念検証)や技術検証、実証実験(試作品を無償でユーザーやモニターに使ってもらいフィードバックを得る)などを行うことは、正式にサービスとしてリリースする前の段階であれば、本号に定める業務、またはこれに附帯する業務に該当するとの理解で良いか。	先端的技術は、知見集約の観点や活用する子会社が予め特定できないケースが多いため、銀行持株会社で行うことが考えられるところ、当該業務が、本号に該当するか確認のため。
40	11号	同号では、商品開発業務が可能な範囲を金融商品販売法第2条第1項に規定するものとしているが、「当該銀行持株会社グループに属する会社のために商品の開発を行う業務」あるいは少なくとも「銀行法の規定に基づき銀行が営める業務に係る商品の開発」などに、対象範囲を拡大すべきではないか。	銀行持株会社の業務範囲を画する上で、金融商品販売法の定義を参照する必然性はなく、また、改正案では、銀行の付随業務である決済関連商品(クレジットカード等)のほか、固有業務である為替業務や与信業務に係る商品(EB商品やローン商品)の開発ですら、集約できないことになる。銀行持株会社に集約する業務には、必ず子銀行の業務が含まれている必要があることを踏まえると(改正法52条の21の2)、開発を集約できる範囲にはすでに銀行法の趣旨を踏まえた制約がかかっており、単に「当該銀行持株会社グループに属する会社のために商品の開発を行う業務」とすれば銀行法の趣旨は達成できるのではないかと考えられるため。

No.	該当箇所(条文)	意見等	理由
41		本号で集約が認められる会社の範囲は、「銀行持株会社グループに属する会社」(銀行を含む場合に限る)との理解であるが、銀行が販売しうる商品であれば、グループ内の銀行が販売する具体的な予定がない商品(例えば、グループ内の証券会社が組成する商品の開発)であっても、これに含まれるとの理解で良いか。	確認のため。
42		12号 グループ各社の決算・納税を支援する業務は第12号または第13号あるいはこれらに附帯する業務に該当するとの理解で良いか。	確認のため。
43		13号 「当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務」が共通・重複業務として認められるのであれば、「事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務」(第17条の3第1項第4号及び第34条の16第3項第4号参照)についても認めていただきたい。	両業務は実務上、不可分であることも多いため。
44		15号 銀行持株会社として経営ビジョン浸透・マネジメント育成を目的として開催する各種階層別研修業務、コンプライアンスやリスク管理の徹底、グループ一体の人事運営のための教育・研修等については経営管理に附帯する業務に該当する一方、グループ各社における対顧客の営業に資するノウハウの教育・研修や、グループ内の数社のみ導入しているシステム関連の教育・研修、グループ各社の業務スキル向上を企図した研修業務などは本号に定める業務、またはこれに附帯する業務に該当するとの理解で良いか。	確認のため。
45	銀行法施行規則第34条の14の4	全般 改正施行規則第34条の14の4に基づく申請及び認可は、同規則34条の14の3に掲げる各号毎に行い、認可を得た後は、当該各号に定められた業務の範囲で自由に業務を行い得るとの理解で良いか。 その場合、同条第1項第3号乃至第6号に掲げる書面は、認可申請時において予定している個別案件や代表的な業務について記載するとの理解で良いか。	認可を得た業務と同一の号に該当する業務であっても、個別案件毎に認可取得を要する場合、認可を得た案件と新たに認可を取得しなければならない案件の線引が困難である上、業務の見直しを行う度に頻繁な認可申請が必要になるとと思われるため。(例:M&A交渉の個別案件毎に認可申請を要する等)
46		第1項3号 銀行持株会社に集約可能な業務には、子会社のために行うM&Aの交渉や審査業務、福利厚生に関する事務を行う業務、商品開発業務など、単独の業務としての収支が把握しがたいものが含まれているが、これらの業務に関して提出する、「当該認可後における当該認可にかかる業務の収支の見込み」とは何を想定されておられるか。	共通・重複業務として列挙される業務のなかには、対価性のないものや、他業務との一体的な実施等によりコスト計算の困難なものも含まれるため。
47		第1項4号 「銀行持株会社及びその子会社等の収支」(第2項1号についても同じ)とあるが、これは銀行持株会社とその子会社等の連結ベースの収支を指すとの理解で良いか。	確認のため。
48		第2項1号 1号(「銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好」)は不要ではないか。	法52条の21の2が定められた趣旨である「グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資すること」を踏まえれば、収支が良好でないときこそ経営の合理化(共通業務の合理化を含む)が必要であり、収支が良好でないときに認可を受けられないのでは不合理ではないか。

No.	該当箇所(条文)	意見等	理由
キャッシュアウトサービス関係			
49	銀行法施行規則第13条の6の4柱書	「銀行は預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに 関する事務 を第三者に委託する場合～(省略)」とあるが、預金等の受払いに伴い発生する現金の持ち運び等を委託する場合は、当該規制の対象外という認識で良いか。	確認のため。
50	銀行法施行規則第13条の6の4柱書	「銀行は預金又は～(省略)～第三者に委託する場合 (当該事務の受託者が銀行代理業者である場合を除く。) ～(省略)」とあるが、銀行代理業者が銀行代理業の遂行とは無関係に当該事務を受託した場合、施行規則第13条の6の4の適用を受けないことになる。このため、規制の対象は者単位ではなく、業務単位で区別していただきたい(例えば、「(当該事務の委託が銀行代理業に係る委託として行われる場合を除く)」等に修正いただきたい)。	銀行代理業者が銀行代理業の遂行とは無関係にキャッシュアウトに関する事務を受託する場合、銀行代理業に関する厳しい規制を受ける一方、今回の施行規則案で求められている措置を講じる必要がなくなり、本施行規則案の趣旨にそぐわない状況になると懸念されるため。
51	銀行法施行規則第13条の6の4第2号ハ・ニ・ヘ	施行規則第13条の6の4第2号ハ(誤認防止措置)の「当該委託を受けた者」と、ニ(役割分担の明確化)およびヘ(損失分担の明確化)の「当該事務の委託を受けた者(受託者)」の対象は同一と考えて良いか。対象が同一であるならば、表現を統一した方が良いのではないか。	確認のため。
その他			
52	銀行法施行規則第10条の2第3項第1号ニ	外国銀行代理業に係る第34条の2及び34条の2の2の「委託契約の内容を記載した書面」の記載事項については、第34条の2の3において規定されているが、外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等に係る第10条の2の「委託契約の内容を記載した書面」については、第34条の2の3に相当する条文はないとの理解で良いか。	確認のため。
53	銀行法施行規則第10条の2第3項第2号ハ	同号ハでは、委託契約を終了しようとする場合に「外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面」の提出を求めているが、改めての提出は不要ではないか。	「外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面」は、委託契約を締結しようとする際に提出しており(第10条の2第3項第1号へ)、同一のものを改めて提出させる必要性に乏しいため。
54	銀行法施行規則第13条の6の4第2号へ	同号へに定める「電子計算機」とは、同号柱書の「電子情報処理組織」「電気通信回線」「電子機器」のいずれを指すのか、あるいは、別のものを指すのか。	確認のため。
55	銀行法施行規則第13条の6の8第2項2号	2号における、「当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認」「受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証」「その他の受託者に対する必要かつ適切な監督」を行う主体は、柱書で「銀行持株会社は、…措置を講じなければならない。」とされていることから、「銀行持株会社グループに属する二以上の会社(銀行を含む場合に限る。)」ではなく、「銀行持株会社」とであるとの理解で良いか。	確認のため。
56	銀行法施行規則第14条の8第2項柱書	同項に定める「特定取引等」には資金融通以外の取引も含むとの理解で良いか。	確認のため。
57	銀行法施行規則第14条の8第2項第2号	同号に「特定取引等の条件を明確に定めていること」とあるが、実効性が担保されるのであれば、社内規定や契約書など、何において定めるかは問わないとの理解で良いか。また、「特定取引等の条件」は、個別の取引に係る条件のみならず、当該銀行が特定取引等を行うにあたっての包括的な条件として定めることも可能か。	確認のため。

No.	該当箇所(条文)	意見等	理由
58	銀行法施行規則第35条第1項第16号の2	認可取得時に所属外国銀行であった銀行が、後に所属外国銀行でなくなる場合(委託関係がなくなる場合等)については、届出は不要との理解で良いか。	確認のため。
59	告示34号第11条	本告示内の他の条項において、収入依存度が90%以上とされているのは、「銀行に係る集団」(本告示第2条第2項)や「銀行持株会社に係る集団」(本告示第7条第2項)等、主として複数の銀行グループないしは銀行持株会社グループをまたいで業務を提供する場合である。一方で、「銀行又はその子会社等」(本告示第2条第1項)や「銀行持株会社の銀行持株会社集団」(本告示第7条第1項)等、単一の銀行グループないしは銀行持株会社グループに対し業務を提供している場合は、収入依存度は50%以上とされている。本告示第11条では、単一の銀行持株会社グループ内において業務を提供する場合であるにもかかわらず、収入依存度を90%以上としている趣旨を確認させていただきたい。	確認のため。
60	仮想通貨交換業者に関する内閣府令第16条第2項第2号	「特定の者によりその価値を保証をされている」とは、どのような趣旨で規定しているのか確認したい。	確認のため。
61	仮想通貨交換業者に関する内閣府令第17条	「書面の交付その他の適切な方法」との記載があるが、「その他の適切な方法」には、Web画面での表示も含まれるとの理解で良いか(オンラインでの交換業務を想定)。	書面のみでの交付は顧客利便性が低いと考えられるため。

以上